

市場の拡大と同業組合の品質規制

——同業組合の歴史性と地域性——

安 岡 重 明

- I 同業組合の機能
- II 同業組合の歴史性と地域性
- III 酒造業の場合
- IV 沖縄繊維物業の場合
- V 北海道の場合
- VI まとめ

I 同業組合の機能

明治初期以降、日本の各地でいろいろの業種について結成された同業組合は、江戸時代の同業組合がもっていた諸機能（主として、独占、権益擁護、信用保持、調整の4機能）のうち、独占と権益擁護の2機能を排除し、信用保持と調整の2機能のみを存続させようとする意図をもっていた。¹

信用保持は、明治以降の同業組合のもっとも重要な機能であり、この点に関しては、自由経済を標榜していた明治政府も、同業組合の有用性を認めざるをえなかった。

明治政府は、慶応4年（1868）5月商法大意を發布して、株数の制限や冥加金上納を廃した。さらに7月には株仲間と一般の仲間との区別をなくし、旧来の株札に代えて一般に営業鑑札を下付し、9月には振舞料・加入

1 宮本又次監修『大阪経済史料集成』第七巻、大阪商工会議所、昭和50年、751ページ。『宮本又次著作集』第一巻「株仲間の研究」講談社、昭和52年、137ページ以下参照。

料の弊を矯正する布令を出した。²

しかし、同業者仲間は、株数を限った時代と同じように、人数を制限したり、新たに開業するものを阻害することもあった。これをみて府県庁は、営業の自由を明示し、それを制限する行為を禁じ、新規開業の自由を認めた。判明している地方と実施年月を示すと、³

和歌山県 明治2年2月15日

大津県 同 2年2月

松山 同 2年3月

大阪府 同 2年12月20日

新潟県 同 3年12月21日

しかし、業者のなかには、営業鑑札を下付されたことで、旧来の株仲間のように振舞う弊害が多かったため、次いで株仲間の解放が布達された。

和歌山県 明治5年2月17日

滋賀県 同 5年2月

大阪府 同 5年4月17日

東京府 同 5年中か

神戸 同 6年2月

宮本又次氏は、「大体明治五―七年来に各地ともに、たとえ厳然たる禁止に至らなかったとしても、仲間制度に一段落をつける機運をもったことが窺えるのである」と概括する。⁴同業組合など同業者組織の結成の認可は各府県に任されていたので、府県により規制の内容や実施時期に差異が生じたものと思われる。

同業者組織による製品の品質の規制や取引経路の規制がなくなると、新規の業者が参入し、粗悪品が出まわり、その産地の製品の評価が落ちると

2 宮本又次『日本ギルドの解放』有斐閣、昭和32年、14ページ。

3, 4 宮本又次『日本ギルドの解放』27-36ページ。前掲、宮本又次著作集、第一巻、339-400ページ。

いった弊害が現われた。このことは天保改革時にも経験したことである。

食品衛生法や日本工業規格のような全国的な規制や規準がない段階では、各地の特定産物取扱いの業者が、それぞれ自主的に規格を定めるより他に方法はない。新政府が成立して以来、中央政府は勿論のこと、地方官庁である府県といえども、各業種の実情に通ずるほどの年月はたっていないのであった。

品質の乱れや取引方法の混乱によって、もっとも打撃を受けたのは、高級な製品の製造業者や高度の取引慣行を築いていた業界であろう。それらは大都市の商工業者であり、とりわけ全国的取引の中心であった大阪、京都、東京であっただろう。そのため、大阪府が明治5年4月に株仲間禁止令を出して半年後に、大阪では藍仲買商の永続組が同業者仲間の結成を届出するような状態であった。⁵

そして翌明治6年には、同業者仲間（組合）設立運動は、にわかに盛んとなった。すなわち、仲間解放令の結果、無資本の奸商が輩出し、商法は乱れ、種々の不正行為が行なわれたため、永年の習慣と信用に依存してきた商家はその弊に耐えられず、組合を設立しようとしたのである。そして同6年には36組合、7年には148組合、8年には23組合、9年には2組合、合計199の組合が成立した。⁶

このような動きのなかで、大阪府権知事渡辺昇は、明治6年10月23日大蔵省事務総裁参議大隈重信に、弊害のない同業組合の設立は差し許す積りであると届出ている。⁷ 地方官庁側も同業組合の必要性を認めたことになる。

このあと明治10年代にかけて、全国的に同業組合設立の運動が起り、府県や商業会議所もこれを奨励した。その経過については、従来から多数の

5 宮本又次、前掲書、161ページ。

6 同書、164-167ページ。

7 宮本又次監修『大阪経済史料集成』第7巻、745ページ。

研究があるので⁸、ここではふれないことにする。

II 同業組合の歴史性と地域性

商工業が発達し、その品質が一定の水準に達しているという意味での規格に合致した商品を提供している業界(業者)ほど、自由放任に伴う粗悪品の出現に困らせられることになる。とくに当時は阿波藍とか、河内木綿とか、西陣織りとか、製品にはそれぞれの産地名がつけられたから、同じ産地名をもつ商品のなかに粗悪品が交じることは、産地の声価を落すことになる。その結果、その産物の需要が減少し、生産の衰退をまねく。明治前期の特産地の業界の歴史をひもとくと、粗悪品が出回り、産地の声価が落ち、生産が衰微した、と記した記録が、きわめて多いことに気づくであろう。

このような事情を見ると、商工業が早くから発達し、全国の市場とつながりをもち、同業者組織が強固にできあがっている場合(地域または都市)と、産地としての歴史が浅かったり、産物(商品)の市場が周辺地域に限定されている場合(地域または都市)とでは、同業組合の必要性に差異があったのではないかと考えられる。

私は、かつて、明治前期の大阪における同業組合の雇用規制と品質規制について観察したことがあり⁹、今回品質規制について観察範囲を拡げる試みを行なった。まず第一に、当初は大阪商工会議所に所蔵され、同所によって編集・刊行されたような同業組合規約が他の地域でも保存されている¹⁰

8 工業組合に関しては、由井常彦『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社、昭和39年、参照。

9 安岡重明「明治前期大阪における同業組合の雇用規制」(大阪経済大学日本経済史研究所編・刊)『経済史・経営史論集』昭和59年。安岡重明「明治期大阪における同業組合の品質規制」『彦根論叢』(滋賀大学)第262・263合併号、平成元年。

10 宮本又次監修『大阪経済史料集成』第7、8、9巻、大阪商工会議所、昭和50-51年。

だろう、という期待をもって調査を開始したが、大阪商工会議所のようなケースは、今回の調査の範囲ではまったくなかった。

この課題に対する第二の方法は、各地の各種の同業組合史(誌)に収められている同業組合の規約を収集することである。場合によっては、これらの規約は府県市町村史に収められている可能性もある。また各種の産業史(誌)のなかに収められている可能性もある。しかしその場合でも、規約全文を掲げると頁数がふえるので、省略される場合も多い。その点では前田達三編『西陣織物館記』¹¹は、各時代の西陣織物業者の組合規約を規約改正ごとに全文を掲載する努力がなされており、『大阪経済史料集成』とともに高く評価できる。

同業組合による品質規制の地域的差異の調査研究は、まだその第一歩をふみ出したばかりであるが、地域的差異は、実は歴史的差異でもあると考えられるようになった。後述のように、例えば、北海道札幌のような新開地の都市では明治20年代までは、同業組合の結成はほとんどみられなかったようだ。新しい商人がどんどん流入してきている明治初期の段階では、統制的な仲間組織の必要性は問題にならなかったのかも知れない。

また沖縄では、古くから織物の生産は行なわれたが、琉球織物(反布)の声価の維持と市場を確保するための検査制度がなかなか滲透しなかった。局地的な需要に応じていた織物が、市場が拡大して中央市場に進出し、他の産地の織物と競争するとき、品質が劣っていると、たちまち敗北するが、生産地の貧しい織工たちは、その事情を理解しないまま、検査料の必要な製品検査制度を忌否する傾向にあった。地域性と歴史性がからんでいる問題だと思う。

以下若干の業種について、同業組合規約による規制の問題について考察しよう。

11 西陣織物館, 昭和35年刊。

Ⅲ 酒造業の場合

酒造業に関しては、酒の価格と酒造人の賃金が大きい問題である。規約作成にあたって行政指導が強力に行なわれたと思われる大阪の明治16年12月18日の酒造業仲間の規約では、酒の価格についての取りきめはない。¹²

桶師・樽屋の賃金については、「我カ仲間取締ヨリ該業へ照会ノ上、之ヲ仲間中へ通達ス可シ」とあって、酒造業仲間が直接規制する形にはなっていない。

また酒造雇人賃金は、「取締ヨリ其雇人請宿業へ照会シ取極之上、賃金表ヲ製シ、之ヲ仲間中へ配付ス」とあって、これもまた酒造業者が直接決定する形にはなっていない。¹³

これに対し、福岡県宗像郡・遠賀郡の酒造組規約（明治13年10月）では、「第七条 清酒卸小売ヲ二類ニ分チ時々集合シ代価決定ノ上ハ、高下共ニ嚴重相守リ売却可致事」。「第八条 清酒醸造ノ都合ニ依リ計算上ニ関シ定則ヨリ高価ニ売出度向ハ副頭取ニ申立、組合協議ノ上増価売却ヲ許ト雖、自己ニ増価スル事ヲ禁ス」とあって、規定の酒価格があったことを示している。¹⁴

また明治31年7月27日の兵庫県有馬郡酒造業組規約では、「第五条 当組合ハ営業上ノ弊害ヲ矯正シ醸造ノ改良販路ノ拡張ヲ謀ルヲ目的トス」を受けて、第六条では「前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ方法ヲ設ク」として挙げた7項のうち3項目は次のとおりである。¹⁵

「一酒価ヲ定メ濫売ノ弊ヲ防クコト

12 行政指導については、前掲安岡『明治前期大阪における同業組合の雇用規制』593ページ。

13 前掲、『大阪経済史料集成』第7巻、298-305ページ。

14 『福岡県酒造組合沿革史』同組合、昭和33年、15ページ以下。

15 『伊丹酒造組合史』同組合、昭和44年、47ページ。

一杜氏及倉雇人ノ給料ヲ一定スルコト

一杜氏及倉雇人, 土産酒ヲ一定スルコト」

とあって、酒価・賃金ともに組合がきめていた。

京都の「紀伊郡酒造家組合規約」(明治17年4月26日)¹⁶においては、
 「第三条 価値不相当ノ酒類ヲ売買ナスモノアリト 見認ムルトキハ速
 ニ取締ヘ申出ベシ」

第卅八条 組合中酒造ニ使用スル 人夫ノ給料ハ 定期会ニ於テ之ヲ議
 定ス 但賞金ヲ附与スルハ此限ニ非ス」

とあって、酒価については明確な規定はなかったようであるが、酒造人の給料については組合がきめることになっていた。

酒価や賃金についての関与の仕方は、大阪がもっとも弱く、ついで京都・有馬の順になるうか。福岡の場合は、前掲のように組合が酒価を決定し、価格引上げは組合の許可制になっていた。

大阪府は明治政府の方針を受けついで、自由経済の精神を実現しようとしており、同業組合を認可するにあたって、自由取引を制限するがごとき規定は除去させていた。大阪商業会議所は五代友厚に指導されており、同様の指導を行なっていたと思われる。

なお、酒造における品質についても、酒造技術の改善を組合の一大目的としていたので、何らかの言及がなされている。たとえば、前述の有馬郡酒造組合規約第五条がそうであるし、明治33年8月3日の「川辺郡酒造業組合規約書」(兵庫県)の第四条第一項には「一組合員ハ交際ヲ親密ニシテ製造法ノ改善進歩ヲ研究スル事」とある¹⁷。

以上の各地の酒造組合においては、酒造費用の重要な要素であった賃金と酒の販売価格に関して組合仲間間で協定したいという意向が強かったこ

16 伏見酒造組合所蔵。

17 前掲『伊丹酒造組合史』37ページ。

とが分る。そのなかで、大阪のように賃金に関しては、関連のある業者の決定を参考にする形をとり、酒価については言及していない組合があったり、福岡酒造組合のように酒価の決定は組合の許可制の組合があったりした。行政指導の有無（強弱）とか土地柄によるものと思われる。

IV 沖縄織物業の場合

沖縄の織物業の組合について観察する。琉球織物同業組合は、大正10年(1921)12月31日現在の『重要物産同業組合一覽』（大正11年、農商務省¹⁸刊）によると、同組合の設置認可は、明治33年5月4日である。地区として、那覇区、首里区、島尻郡小禄村が掲げられており、営業種目は、織物販売、同洗濯業である。「組合地区内製造額又ハ販売額」は53万2千円となっている。組長は當間重愼、組合員数778人であった。

織物同業組合の設置にあたっては、反対運動があった。島尻郡小禄間切の儀間・湖城の二村の総代より郡役所へ織物業組合設立に反対の願書を提出したが、明治33年1月23日却下された。¹⁹

その後も反対運動は続けられ、同年2月9日には県庁へ出頭して黒川第四課長に面会したが、反対理由は立たないと説諭された。そこで知事に面会を要求して、知事宅に押しかけたが不在。奈良原知事は帰宅後、機業家一同に面会することを快く承諾し、彼らの意見を聞いた上で組合規則の大切なことを反覆説明したところ、機業家たちは、反布改良上検査のやむをえないことを了解した。彼らは「機業家達において別に同業組合規則なるものを設置し、他府県へ輸出する仲間商人及小売商同様検査を受くることを承諾して一同退散せり」（傍点安岡、以下同じ）という。この事件を伝

18 大阪商工会議所商工図書館所蔵。

19 『琉球新報』明治33年1月25日（『那覇市史』資料篇、第2巻上、1966年、24ページ）。

えた『琉球新報』は、「抑も反布改良は輸出商、小売商の手にて改良するは止むを得ざる変則にして可成は機業家の手に依って改良策を講ずるが正当の順序なり。該機業家達も知事官舎に於いて承諾したる事項は充分に実行することなるべし」と論評している。²⁰

この記事によって、反対された織物同業組合同規約は織物商人のそれであり、これに対し機業家たちも、自分たちの同業組合を設置し、規則を作成することを承諾し、同年5月に組合を設立したようである。

検査の基準は次のとおりであった。²¹

広告 (琉球織物同業組合) (明. 33. 11. 5. 琉球新報)

当組合実施ノ義来ル11月16日 (旧9月25日) ヨリ愈々検査実行致シ候ニツキ此段広告ス、検査ノ概要左ノ如シ

1. 織物ハ総テ丈鯨尺3丈以上、幅9寸5分以上トスルコト、但シ堅ニ桐板糸ヲ用ヒタルモノハ丈ニ限り2丈7尺以上トス (貢反布、芭蕉布、練蕉布ハ除ク)
2. 紺染、中豆油染、泥下染、藍花染其他不正ノ染料ヲ使用セザルヤヲ鑑別スルコト。
3. 藍以外ノ染料ハ褪色シヤスキ方法又ハ不別ノ方法ニテ染着セザルヤ否ヤヲ鑑別スルコト。
4. 1反ノ織物中地合ニ不同ナキヤ否ヤヲ検査スルコト。
5. 必要アル場合ハアルコール稀薄ナル無機酸アルカリ類ヲ以テ染料ノ検査ヲナス、コノ検査ニヨリ変化ヲ起スモノヲ不正品トスル。
6. 織物ハ洗濯前ニ検査ヲスルコト。
7. 検査ニ合格シタル織物ニハ、其ノ織出シト織末トニ検査合格ノ

朱印ヲ押捺シテ本人ニ交付ス。

20 同書, 25ページ。

21 同書, 34ページ。

8. 豆油染、藍花染、泥下染其他不正ノ染料ヲ用イタリト認ムル織物ハ直ニコレヲ裁断シ、染料不正ニアラズシテ丈幅不足ノタメニ不合格トナリシ織物ハ其ノ織出ト織末ニ不合格ノ朱印ヲ押捺ス外、禁県外輸出ノ朱印ヲ押捺ス。

9. 特ニ県内使用ノ目的ニテ製造シタル織物ハ丈幅ノ長短ニ拘ラズ織出ト織末ニ禁県外輸出ノ朱印ヲ押捺ス。

検査時間ハ左ノ如シ

4月1日ヨリ9月30日迄午前9時ヨリ午後5時迄、10月1日ヨリ3月31日迄ハ午前8時ヨリ午後6時迄トス。

前述の2月の事件のときにもそうであったが、検査は県外へ輸出(移出)する織物に対しては検査が必要であって、県内での使用分については検査は不要であった。この11月の検査概要では、丈幅不足のため不合格の織物には「禁県外輸出」の朱印を押すことになっていた。この点を見ても、市場の拡大によって、基準を設定し、検査が必要となったことがわかる。反布同業組合の検査結果については、次のような数字がある。²²

反布同業組合の検査（明. 33. 11. 21. 琉球新報）

新奇改良の初めは兎角種々の妨害多く、見識ある人々でさへ新事業といえど何分気が向かぬが人情なるに本県機業家の多くは個人の小資本家共なれば検査を嫌う者少からず、そのため行悩みの状態なりしも事情の明らかなるにつれて検査を受くる者次第にその数を加へ昨今検査所は繁忙を極めたるが如し。16日より19日迄に機業家が直接検査を受けし者を挙げると

	合格数	不合格数	計
16日	52反	81反	133反
17日	105反	12反	117反

22 同書、35ページ。

18日 182反 9反 191反

19日 168反 3反 171反

検査反数は次第に増加し、不合格品は次第に減少せるを見れば前述の希望を見るべし。猶此外に各商店にて合格と見て買入れたる分の検査は、一時に3, 40反又は7, 80反も持参する事故実際の検査反数は1日大抵3, 400反に上るべし。

また検査についての批判と検査ずみの織物の評価については、次のような見聞が伝えられている。²³

織物検査後の雑聞 (明, 33. 11. 23. 琉球新報)

貴所開設後の模様を聞くに、縮柄、色合極く精選したる織物さへ僅かに幅の足らざる為めに勿つけたりとの事なるが、斯る仕打にては今後機業家は倒る外道なしと思惟すれば我々は全然反対の方針をとり飽まで反抗運動を試むる覚悟なり。我々の味方は首里に300余名那覇に数百名の人員を有す、一致協力して貴所組合を破壊することに奔走尽力する積りなれば予め御通知に及ぶ。

3, 4日前の事なりき、首里翁長某の家族織物販売のため那覇へ下り、警察署門前に差しかゝる時、垣花人の風体の女に出逢した右翁長某の家族が検査済の反物を所持し居るを見つけ威嚇して言うよう、検査所の朱印を押捺せし反物は容赦なく切り捨てると威せしかば右婦人は周章狼狽し顔色蒼白となりて那覇署附近の見世へ飛込みて幾らにもいいから早く買ってくれと泣き顔にて頼しかば、幸い同見世は織物同業組合員の1人と見え普通の代価よりも2, 30銭高価にて買入れたる上ビクビクせざる様慰めて帰したり。

これも4, 5日前のこと首里の某機業家が検査済の反布3反を所持し、販売のため久米婦人の仲買商に逢いしに、検査印を押捺したる反

23 同書, 35-36ページ。

布を見付け3人の仲買商は非常に競争を始め、やがて腕力沙汰にも及ばんとせしが売手はやむなく1反宛を渡して漸く鎮静したる由なるが、売手は競争のために普通よりも2、30銭儲かりたりとて満足して帰りたり。

一昨午午後6時頃のことなり、那覇西十文字の前で60才前後の老娼が首里人風の婦人より反物を押買せんとて争い居るを見受けしたが、是等は事些細の様なれども人権蹂躪とも言うべき事なれば其筋に於いても相当の保護を与へられたきものなり。

しかし乍ら、この頃の琉球織物の評価については、次の大阪反布商よりの書信のように、きわめてきびしいものであった。²⁴ただしこの書信は検査実施後、間もないものであり、検査制度以前の琉球織物への評価と見るべきであろう。しかし染色の改良は難事であろうといっている。

反布に関する大阪よりの書信（明・33・11・27・琉球新報）

本県反布に関し在大阪反布商より織物同業組合長宛の書信——琉球織物の衰頹益々甚しく愈々孤城落日四面楚歌の境遇にある今日この組合の実行を見たるは誠に慶すべきことに候、然れば今後定款を励行し断然粗製品の跡を絶ち旧弊を矯正し改良に意を用いざれば全滅到底救うべからざるに至らん、その欠点の主なるものを挙げると

1. 地の薄きこと

1. 色の悪しきこと（下略）

琉球織物と申せば濫造品の代名詞となり、今日に至りては可もなく不可もなく一概に排斥せられる有様なれば、これを回復するは容易のことにあらず。今度組合の名を以て急に回復するや否や、私はいかんと断言致し難きことに存候——或は組合の定款を以て長幅の改良は出来ても染色の改良は決して出来得べからずと申者もこれあり候——

24 同書、36ページ。

今後組合に於いては彼等の言う事情を認められるに於いては琉球織物の運命も最早これにて決すると思はざるべからず、組合施行と同時に技師を雇い藍色の褪色せざるよう研究することは必要なることと存じ居候—— 下略

このあと、明治39年11月には検査手数料がそれまでの1反につき1銭から同2銭への値上げが総会で議せられた。

このような経過をへて、検査制度は次第に定着していった模様である。次の大正4年度の琉球織物同業組合の業務報告はそうのべている。²⁵

織物組合成績 (大正5. 3. 31. 琉球新報)

大正4年度琉球織物組合業務成績報告に依れば、製品検査数15,955反の中、合格13,269反、不合格2,686反にて100反中合格80反強なり。之れを前年度織物総数26,931反中合格数23,478反と比較すれば、総数に於いて10,976反減少し、合格数に於いて100反中7反の減少を来し、欧州戦乱の影響を受け、染料其の他材料暴騰により染色品質粗悪を来たしたれども、検査励行により稍々悪弊を矯正する事を得たり。

明治33年(1900)に織物の検査制度ができたが、その15年後の大正4(1915)年度中の琉球織物組合の検査15,955反のうち合格13,269反で合格率は83%強である。前年の大正3年度の合格率は87%強であって、合格率は4年の方が下っている。大戦の影響があったようだが、不合格率は低くない。それでも『琉球新報』は検査の効果を認めている。これらの事情は、市場が拡大して他府県市場へ進出しなければならなかった琉球織物の試練を意味しているのかも知れない。

V 北海道の場合

沖繩織物の例は、地域的な古い織物産地が全国経済にまきこまれた場合

25 『那覇市史』第2巻中の1, 134ページ。

の対応の一例であった。これに対して、新開地の北海道における同業組合設立運動はどうであったのだろうか。北海道札幌では同業組合設立の動きは、にぶかったように感ぜられる。

『北海道庁第十二回拓殖年報』（明治32年刊）によると、明治30年度について、

「同業組合 従来取扱タル同業組合ハ 明治二十一年 当庁令第四十三号ニヨルモノニシテ、本年四月以降重要輸出品同業組合法ヲ施行セラレタルモ、未タ該法律ニヨリ組合組織ヲ企テタルモノナシ、而シテ前掲当庁令ハ固ト明治十七年農商務省達第三十七条ニ胚胎シ、該省達ト共ニ其適用ヲ物産ノ改良蓄殖ニ関スル範囲内ニ限りタルモ、本年六月農商務省訓令第十五号ハ其制限ヲ撤去シ、從テ当庁令モ亦、無制限ニ同業組合ニ適用シ得ルコト、セリ、年末現存組合数三十ニシテ内本年認可セシモノニトス（傍点安岡）」²⁶

とあって、重要輸出品同業組合法（明治30年4月12日公布）が30年4月より施行されたが、この法律によって組合組織を企画したものはない、といっている。

『北海道庁第十三回拓殖年報』（明治33年刊）は明治31年について、

「重要輸出品同業組合 重要輸出品同業組合法及同法施行細則ニ拠ル組合認可出願ニ関スル手續ヲ本年四月庁令第三十一号ヲ以テ發布セシモノ未タ其設立ノ出願ヲナセシモノナシ、而シテ従来ノ準則ニヨリ設立シタル同業組合ハ主務省ノ通牒ニ基キ、同業ノ二字ヲ削ルカ、又ハ適宜改称スヘキ旨諭達ニ及ベリ（傍点安岡）」²⁷

と重要輸出品同業組合の設立がないことを記している。

26 拓殖年報は、北海道立文書館所蔵。なお1～11回の拓殖年報は同所に所蔵されていなかったため、未見である。

27 同拓殖年報、28ページ。

28 同拓殖年報、17ページ。

ついで『北海道庁第十四回拓殖年報』は明治32年については重要物産同業組合については項目をあげて述べてはいない。その代りに商工組合について項目を設けている。

「商工組合・酒造組合ハ本年七月勅令第三百四十号ヲ以テ酒造税法第四十条ノ規定ニ拠リ酒造組合規則ヲ發布セラレタルヲ以テ、酒類製造業ハ本則ニ拠リ組合ヲ設ケ地方長官ノ認可ヲ申請スヘキ筈ナレハ、主務省訓示ノ趣旨ニ基キ其契約認可申請ヲ受ケタルトキ、調査手続ニ関シ七月三十一日函館・札幌・根室ノ税務管理局長ニ協議ヲナシ、八月二十一日庁令第七十一号ヲ以テ組合契約書認可申請ノ手続ヲ規定シ、又訓令第四十七号ヲ以テ支庁ノ進達手続ヲ定メタリ、而シテ当業者ノ注意ヲ促シ数回ノ督促ヲ加ヘタルモ、本年中認可申請ヲナセシモノハ檜山酒造組合、松前酒造組合ノ二個ノミニシテ、其都度認可ヲ与ヘ其他ハ督促中ニテ経過セリ、

商工組合ハ二十一年庁令第四十三号同業組合例則ニヨリ組合ヲ設ケ、其規約ヲ認可シタル各種ノ商工業組合ニシテ四十一、前年ニ比シ、五組合ヲ増加シ、業別スレハ商業三十四、工業七ナリ²⁹

とあり、規定の手続を終えた商業の組合が34、工業の組合が7となっていて、きわめて少数である。

参考のために、明治43年1月～3月に『北海道タイムス』に連載された「札幌の商工組合」の記事を一覧表に整理してみた。³⁰

これによると、24組合のうち明治十年代には古物商組合、二十年代には薬業組合、染物業組合、疊職営業組合、旅人宿組合が結成された。北海道で産出する諸物産に関する組合の結成は、明治30～40年代であって、日本の古い大都市のそれに較べるとかなり遅い。農産、果実、蔬菜、薪炭、種

29 同拓殖年報、9-10ページ。

30 札幌市教育委員会編『明治の札幌』同会刊、1985年、36-53ページ。

札幌の商工組合

「北海タイムス」明治43年1～3月現在

組 合 名	設立年	加入者	目 的	備 考
1 北海道農産商組合	明治42	80余人	品質改良, 俵装, 商徳義	
2 札幌農産商組合	〃37	55	升目, 値上, 信義	
3 北海輸出組合	?	約100	北海道産果実蔬菜類の輸出, 運賃の低減	
4 札幌果実蔬菜業組合	〃37	72	品質, 販路, 貫目	
5 札幌印刷業組合	〃36	6	親睦, 職工, 従弟取締, 表彰	
6 札幌古物商組合	〃16	560余	親睦, 売買の円滑	
7 札幌薪炭信用貯蓄組合	〃41	約30	品質, 表装, 貫目, 販路拡張	
8 札幌呉服太物商親睦組合	〃37	19	親睦, 不徳義	
9 札幌種子物商組合	〃30	8	良種子, 価格規制	近く20名位
10 札幌業業組合	〃22頃	49	不良品禁止	
11 札幌染物業組合	〃25頃	31	親睦, 営業上便益, 商人との対抗	職工再雇用規制
12 札幌疊職営業組合	〃33頃	21	和親, 料金, 職工雇用	
13 札幌売肉商組合	〃30	40	販売価格	
14 札幌荷馬車営業組合	?	71	親睦, 賃金表遵守	現在賃金自由
15 札幌実業組合連合会	?	40組合弱	商工業の改良発達	
16 札幌大工組合	?	?	和親, 賃金, 雇用	
17 札幌菓子商組合	〃41	48	親睦, 職工徒弟の奨励	
18 札幌印版業組合会	〃43	21	競争緩和, 親睦	
19 札幌旅人宿組合	〃23	47	宿泊料, 親睦, 雇人	
20 札幌白米雜貨商組合	〃35	65	価格, 道産米販路, 親睦	
21 札幌鋼鉄商組合	〃34頃	18	親睦, 売残り品処分	
22 札幌醬油製造組合	〃32	16	親睦	開拓使時代から親睦
23 札幌区外五郡酒造組合	?	21	信用維持, 品質改良, 価格規制	雇人の待遇調整
24 札幌鉄工業組合	?	約70	和親, 職工取締	再雇用規制あり

(出所) 札幌市教育委員会編『明治の札幌』同会刊, 1985年, 36～53頁。

子、売肉、菓子、白米雑貨、醬油製造、などの業種である。

札幌における経済団体の嚆矢は明治24年4月設立の北海道経済会と同年9月設立の札幌商業倶楽部である。後者が明治38年9月に札幌商業会議所の設立を決議し、同40年3月会議所の創立総会が開催された。³¹ 函館商業会議所が設立されたのは、明治28年12月であるから、³² それに遅れること10年余である。新しい都市札幌は函館ほど同業者組織の団体の必要性が少なかったことを示唆している。

VI ま と め

大阪の同業組合の規約は、取引の自由を尊重する態度が貫かれていて、酒造業の場合、酒価の規則や賃金規制は排除されていた。同業組合はともすれば、商品価格や賃金額を規制ないし協定して、同業者間の競争激化を回避する傾向をもっていた。大阪の場合は、府や商業会議所の指導が行われた結果、取引の自由を尊重した規約が作成されたものと思ふ。³³ それに対し、伏見酒造組合や福岡県酒造組合では、賃金の騰貴を阻止するための賃金規制が行われていた。福岡では酒価も規制されていた。

このことは、中央政府の自由経済の政策が地方の官庁や業者団体に十分に滲透していなかったことを示している。

琉球織物同業組合の場合は、琉球の織物が他の府県の市場（全国市場）に進出するためには、染色、織方、尺丈などの水準をあげ、規格を守る必要があったのに、零細な業者あるいは沖縄の地方市場のみに市場をもつ業者には、同業組合の規格は厳しく感ぜられ、1銭、2銭の検査料も高価と

31 札幌市教育委員会文化資料室編『札幌事始』北海道新聞社、昭和54年、100ページ。

32 函館商工会議所編・刊『函館商工会議所六十年史』昭和31年、7ページ。

33 前掲、『宮本又次著作集』第一巻、350ページ。

映ったのである。

これに対し明治初年の西陣織物に関しては、粗悪品の製造・販売を阻止するための証紙・証票の制度は比較的容易に受入れられたように思える。³⁴高級織物の産地として、つねに良品質の維持を心がけていた西陣では、このような制度が理解されていたからであろうか。

北海道札幌の同業組合結成の動きは、不活発で遅い。人口が増加し、各種の商工業者がどんどん移住し、各種の産業に参入してくる状況のもとでは、同業組合を結成して、同業者の信用保持や利害の調整などを必要とする段階に達していなかったのかも知れない。札幌の事態は、より古い歴史をもつ函館の事情と比較する必要があるだろう。

同業組合の歴史性と地域性の比較の問題は、特定地域の特定産業の実態を解明するのに有効な視角である。ある地域の特定の産業（たとえば酒、織物、陶器など）の同業組合の歴史と、他の地域の同業種の同業組合の歴史とを比較することによって、当該産業の特殊性と一般性を、より鮮明にすることができるだろう。本稿はその未熟な試みのひとつである。

（1990年11月22日稿）

34 前掲『西陣織物館記』参照